

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本県の病床使用率は15%を下回って推移するなど、医療提供体制への負荷が低い状況にある一方で、新規感染者数は、減少傾向にはあるものの依然として高い水準が継続しております。

県といたしましては、こうした感染状況等を踏まえ、警戒度レベル2を維持した上で、基本的な感染対策の徹底を呼びかけるなど、引き続き、感染再拡大防止に向けた取組を進めて参ります。

特に、ワクチン接種につきましては、接種率の増加が新規感染者数の減少に寄与している可能性が高いと考えられますことから、追加接種の更なる加速化を図って参ります。

県民や事業者の皆様には、適切なマスク着用や換気、手洗い、ゼロ密等の基本的な感染防止対策の徹底、感染対策が徹底された飲食店の利用、ワクチンの追加接種の検討など、感染から自分を守る、家族を守る行動を実践くださるようお願い申し上げます。

今後とも、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に全力で取り組んで参ります。

次に、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会につきましては、いよいよ開幕まで4か月余となりました。国民体育大会は3年ぶり、全国障害者スポーツ大会は4年ぶりの開催であり、県民をはじめ、県外の皆様からも、両大会への期待と関心の高まりを感じているところであります。引き続き、環境配慮の各種取組を進めるとともに、日本一のお

もてなしの実現に向け、ボランティアやいちご一会花育て隊などの「いちご一会運動」の裾野拡大を図って参ります。

両大会のスローガンである「夢を感動へ。感動を未来へ。」のとおり、県民が夢と希望を抱き、多くの方々の心に残る大会となりますよう、市町や各競技団体、関係機関と連携しながら、開催に向け万全を期して参ります。

次に、新たなサイクルイベントである「ぐるとち2022」につきましては、今月21日及び22日の2日間、県内各地を会場に開催いたしました。県内外から参加をいただいた多くの方々に、本県の食や自然等の多彩な魅力を十分伝えることができたものと考えております。また、市町をはじめ、宇都宮ブリッツェン、那須ブラーゼン、ボランティア等関係者の皆様には、会場運営等に御協力をいただいたところであり、改めて感謝を申し上げます。

今後とも、こうした取組を通じて、自転車先進県とちぎの魅力を全国に発信し、ブランド力の向上や地域の活性化につなげて参ります。

さて、我が国の経済は、5月の月例経済報告によると、「景気は、持ち直しの動きがみられる。」とされておりますが、ロシアによるウクライナ侵略等に伴う原材料価格の上昇や金融資本市場の変動など、先行きが不透明な状況にあります。

こうした中、政府は、物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定いたしました。

本県におきましても、生産や雇用情勢など、一部で持ち直しの動きが見られるものの、原油価格・物価高騰等により、幅広い業種の事業者等が厳しい状況に置かれておりますことから、国の総合緊急対策にも呼応し、影響を最小限にとどめるとともに、県民生活の安定や県内経済の回復に向け全力で取り組んで参ります。さらに、本県の成長の歩みをより確かなものとするため、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる各種プロジェクトを着実に推進して参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算2件、条例6件、その他の議案9件の計17件であります。このほか報告2件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症に関し、今後の感染拡大に備えるため、自宅療養者の健康観察体制の充実を図るとともに、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における感染防止対策を強化するほか、当面する緊要な課題に適切に対処することとして編成したところであり、歳入歳出予算17億6,551万円を計上するものであります。この財源といたしましては、国庫支出金、繰越金、県債等を充てることといたしました。

第2号議案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額を引き上げるため、栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

第3号議案は、景観法に基づく景観計画を定めた下野市の区域を栃木県景観条例の規定の一部を適用しない区域とすることに伴い、栃木

県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、地方税法等の一部改正に伴い、栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、栃木県総合運動公園の駐車場に利用料金制度を導入すること等のため、栃木県都市公園条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、栃木県総合運動公園北・中央エリア、栃木県総合運動公園東エリア及びとちぎスポーツ医科学センターに利用料金制度を導入するため、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、栃木県人事委員会委員近藤峰明氏の任期が来る7月12日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第9号議案は、県有財産の取得について議決を求めるものであります。

第10号議案から第12号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第13号議案は工事請負契約の締結について、第14号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案は、あっせんの申立てに係る和解について、議決を求めるものであります。

第16号議案は、栃木県道路公社の定款の変更について、議決を求めるものであります。

第17号議案の一般会計補正予算（第2号）は、国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に呼応し、物価高騰に直面する生活困窮世帯の負担軽減を図るとともに、原油・原材料の価格高騰により影響を受けている中小企業・小規模事業者や農業者、交通事業者等への支援を行うなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じるための補正予算であり、歳入歳出予算30億 7,919万円を計上するものであります。この財源といたしましては、国庫支出金及び諸収入を充てることといたしました。

今回の補正の結果、第1号議案と合わせた今通常会議における一般会計補正予算の額は、48億 4,470万円となり、補正後の予算総額は、1兆 134億 4,470万円となります。

報告第1号は、栃木県県営住宅の家賃使用料に係る債権の放棄に関する報告であります。

報告第2号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。